

令和5年度地域型保育事業等に係る

指導監査等の実施結果について

1. 指導監査等の根拠

- (1) 施設監査 児童福祉法第34条の14第1項、第34条の17第1項
- (2) 確認監査 子ども・子育て支援法第14条第1項、第50条第1項
- (3) 業務管理体制検査 子ども・子育て支援法第56条第1項
- (4) 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査 子ども・子育て支援法第30条の3

2. 対象事業所

33 施設

3. 監査結果の全体的な概要

今回の施設監査及び確認監査で、「指摘事項」として通知文書に記載し、直ちに改善報告を求める事項は見受けられなかった。

なお、改善が必要と思われる事項について、施設で強く意識すべき内容は「指導監査メモ」として書面で通知し、翌年度の監査の際に改善状況を確認することとした。

～「指導事項」の内訳件数～

	対象事業所数	監査種別	指摘(文書指導)	監査メモ	口頭指導	合計
小規模保育事業	25	施設監査	0件	22件	22件	44件
		確認監査	0件	1件	9件	10件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	23件	31件	54件
事業所内保育事業	8	施設監査	0件	7件	6件	13件
		確認監査	0件	1件	5件	6件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	8件	11件	19件
合計	33	施設監査	0件	29件	28件	57件
		確認監査	0件	2件	14件	16件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	31件	42件	73件

※表の指摘(文書指導)、監査メモ、口頭指導数は延べ件数

※施設監査と確認監査で重複する内容は、それぞれの件数として計上

※令和元年5月30日付「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」に基づき、確認監査(無償化)、検査は省略

【参考】復命書に記載する基準

▼指導事項

関係法令と照らし合わせて、改善が必要な事項

- ①指摘：至急、改善が必要な事項として通知文書に記載し、改善報告を求めるもの。
- ②メモ：改善が必要な事項ではあるが、緊急性はないものと判断された事項をメモ文書として伝えるもの。（改善報告は求めないが翌年度の監査で状況を確認する）
- ③口頭指導：改善が必要な事項ではあるが、口頭指導で足りうる軽微な内容のもの。

▼助言・意見・要望等

改善の必要はないものの、更なる質向上のため、担当者の所感や要望を伝えた事項

4. 主な指導事項

(1) 施設監査

- ①指摘
 - ・なし
- ②指導監査メモ
 - ・現況報告書の提出遅延
 - ・有給休暇の不適切な管理
 - ・小口現金の不適切な管理
 - ・労働条件の明示不足
 - ・給与規程等に従った給与の適正な支給の未実施
 - ・給与栄養量が確保された献立作成の未実施

(2) 確認監査

- ①指摘
 - ・なし
- ②指導監査メモ
 - ・労働時間の改善